

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第 卷七十三第

行發日一月十年八和昭

論叢

貨幣效用の測定について……………文學博士 高田 保馬

企業と租税負擔……………經濟學博士 汐見 三郎

市民主義國家主義國民主義……………經濟學博士 石川 興二

時論

地租改造の一案……………法學博士 神戸 正雄

研究

資本蓄積と資本の有機的構成變化……………經濟學士 柴 田 敬

金の意義に就いて……………經濟學士 松岡 孝兒

出張販賣より見たる百貨店對小賣店の抗爭……………經濟學士 堀 新一

說苑

企業の豫算期間について……………經濟學士 山本安次郎

販賣組合における價格の決定方法……………經濟學士 吉 木 信

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 載 轉)

地租改造の一案

神戸正雄

緒言

地租が最も古き収益税であることはいふまでもなく、我國でも單に租といへば地租のみを指したほどであり、之が課税の方法については、最も長い間、方々にて工夫攻究せられ、隨ふては種々なるものが行はれたのである。けれども、而も尙未だ今日にても完全の域には達して居らず、又、實際、國情によりて其適否が一様ならず、或國に於て適當なるもの、必ずしも他の國に適當とは限らず、隨ふて種々なる方法の中に就きて、其の何れを探るべきかは洵に六つかしき問題でなければならぬ。我國の地租については、私がかねてむしろ之を地方に委譲すべしと爲し、課税標準としては、價格と収益(又は所得)との二つを併用しては何うかとも考へて居るのであるけれども、其等の點は別とし、之を在來の如く國税に存置するとし、且つ賃貸價格に對する比例課

1) Moll, Lehrbuch. S. 414. Bräuer, Ertragssteuern. (Hdb. d. Fw. II). S. 10. Prohasel, Die Grund- und Gebäudebesteuerung. S. 3. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 425. Allix, Traité élémentaire. 6 ed. p. 594.

税とするの原則をも持續するとして、さて其の上にての、之が改造の方法なきやといふ事が一の問題となり得る。そして之につきては私は、敢て、之に賃貸價格差増減税を附帶せしめるのが適當だと思ふ。で左に之が内容及理由を説明しやう。

第一段 改造案其もの

(一案其もの)

嘗て私は地租に關して差額地價税を唱へた事がある。今、私は之を改訂して、次の如きものを提唱しやうと思ふ。即ち、地租につき一應は、十年目更新豫定にして、一旦定まりたる課税標準たる賃貸價格は、十年間之を持續する所のものに從つて、其に所定税率を適用して得たる税額を課することと爲し(現行の賃貸價格は大正十五年四月一日現在のものに從ふ)、別に年々其賃貸價格を評定して、當該課税年の初めに、前年に於ける賃貸價格として定められたるものに、前記と同一の税率を適用して得られたる税額と對照して、前の税額と後の税額とが同一なるに於ては、前記の本税額のみを課税し、前の税額よりも後の税額が一層大い場合には、其差増額だけを、本税額に追加して課税し、前の税額に比し後の税額が一層小い場合には、差減額だけ本税額から控除して課税し、即ち前後税額の異るときは、むしろ新賃貸價格に從ひたる税額を課することになるのである。然らば結局、年々、前年中に評定されたる賃貸價格に從つて課税することになり、

2) 租税研究、五卷156以下。

基本的なる十年目一度更新の賃貸價格を決定するのは無用のやうでもあるけれども、しかし、かかる基本的なるものがあるが爲めに、年々の評定も一應の據り處を得て、其につき一層の便利を得るのである。

(二) 本案と差額地價稅案との比較

(A) 案の動機又は目的の相違

前の差額地價稅案にては、財政收入の増加を計るのと、土地の價値の變化に伴ふ所の課稅の不公平を匡正するのが、案の主要なる動機であつたのであるが、本案にては、財政收入の増加が必ずしも期せられず、場合によりては收入に缺損を生ずることをも覺悟して、むしろ土地課稅の一層の公平を期し、且つ土地の價値の變化に拘らず固定したる稅額を負ふことによりて困却するものを救濟するのを主眼とするのである。特に差額地價稅にては、土地の價値が時勢により變化し、大體、益々増大することを豫想して居るのだが、本案にては、むしろ經濟界の推移によりて貨幣價値の變動が大にして、特に貨幣價値の騰貴によりて土地價値の非常に低下することもあつて、其際、不動固定の課稅標準による課稅にては大なる負擔の不公平を生じ、並に、土地負擔の過重をも生ずるのを認めて、之を匡正しやうとするのである。それから今一つ、差額地價稅にても、本案にても齊しく、併せて土地の不勞増價の課稅をも爲さうとするのであるが、實際、此不勞増價の計算が六つかしく、貨幣價値の變化に基く土地増價を除外することが困難であつて、

土地増價税自體にても其には困つて居るのであるけれども、幸にして本案によりては、土地に於ける不勞増價の課税を、自動的に一層適切に行はれしめることとなり、差額地價税よりも一層に此目的に適はしめることになるのである。

(B) 目的の成否――

前記、案の目的は主として、公平、救済、収入の三にありとして、差額地價税案にては、差増の場合にのみ追加課税して、差減の場合に於ける救済をしないのだからして、それだけ公平課税の目的が半分しか達成せられず、且つ賃貸價格が實質的にか、貨幣價值騰貴の爲めの名義上に、下落したる爲めに困つて居ることになつても、之に對して維然として舊時と同額の税を課して義務者を困らすのであるのに、新案にては賃貸價格が上つた場合にも、下つた場合にも、其に相應して或は追課し、或は減課することによりて、公正は十分に達せられ、且つ要救済者の救済も十分に行はれることを得る。たゞ差額地價税にては、賃貸價格の上つた場合に於ける収入増加の利を收めるばかりでなく、賃貸價格の下つた場合に於ける収入減少の不利を避くるを得るのに對して、新案にては前者の利を收めるばかりであつて、後者の不利を避くることの出來ぬといふ事がある。

第二段 改造案の長短

前記、私の新改造案には固より長所もあるが、短所もある。左の如し。

(一) 其長所

(A) 課税技術上——

(い) 地租自身として——現行の我國の地租の課税方法に依れば、其の課税標準が十年間も固定し維持されるので、其の當初の決定又は十年目の更定の際には面倒多費であるけれども、平年は何等の手数が入らずして済むのに反し、新案に依れば、其外に、別に年々、賃貸価格を評定しなくてはならぬので、其の年々の評定が厄介多費のやうにも見ゆるが、其には常設の機關を設けて、専門家をして常時之が調査に當らしむるからして、其年々の調査は容易に行はれることが出來、特に現制の如く十年目一回に不慣れな者が評定をするやうな困難はなくして行はれることが出來、且つ此年々の評定あるが爲めに、其の土臺の上に、十年目一回の基本評定もが一層容易に正確に行はれることとなり得て、そんなに不都合なく、むしろ全體上、賃貸価格評定が容易に行はれるとして良い。

(ろ) 他税の爲め——そして此新案に伴ふ賃貸價格の年々の評定は、他の税、例之、相續税や、所得税や、登録税や、財産税でも出來たときには、財産税やなどとも關聯して、其等のものの課税の上に、有力なる資料を供することになる。勿論、此案に於ける本税が、此等の諸税から資料を得るといふこともある。

(B) 公平課税上、社會政策上——

(い) 現行地租に比して——地租は現制の儘であると、一旦、或時點を本として、定められたる賃貸價格は、十年間据置となつて、年々の課税の土臺となるから、其後、一般的に貨幣價值、即ち物價の變化した爲めにか、一般的又は地方的に經濟界の好況となり、又は不況となりたる爲めにか、其地方の交通其他の社會事情の變化した爲めにか、各地片の自然的變化又は、持主の交迭、用法の變更などの爲めにか、其の何れによりてにせよ、其の賃貸價格に變動を生ずることのあるに拘らず、之に追隨して課税することが出來ず、必然に不公平なる課税とならざるを得ぬのである。即ち或ものには過重となり、他のものには過輕となり、時としては一般にも過高となり、又は過低となることにもなる。若も此際、各地片が必ず常に全國一般的に平等に或は上り、或は下るといふならば、此課税標準に拘泥せず、單に税率の改正變更のみにて公平を期し得るのであるけれども、實際には必ずしも然ることが出來ず、往々にして、地方の異なるによりて其の變化が違ひ、⁶⁾同地方としても各地片によりて平等には動かないのであるから、⁷⁾課税標準据置では不公平を招來せぬ譯に往かぬのである。然るに新案に依れば、結局、其の課税直前年に於ける各地片相當の賃貸價格によりて課税せらるることとなり、即ち、其が基本價格よりも上りたるときは、其が貨幣價值の低下、物價騰貴の結果たると、實質的なる其地片の収益又は價值の上進によるを問はず、其の上りたるに相應したる税が追加せられることになり、基本價格よりも下りたるときは、

3) Bastable, l. c. p. 430. Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 316. Schäffle, Steuern. B. T. S. 174. Marco, Fw. S. 179.

4) Moll, a. a. O. S. 407. Lotz, Fw. 2. Aufl. S. 407. Bastable, l. c. p. 430. Allix, l. c. p. 603.

5) Bräuer, a. a. O. S. 19.

6) Fuisting, a. a. O. S. 317.

又原因の如何に拘らず、其の下りたるに相應したる減額が行はれることになりて、正さに其に最近き時に於ける賃貸價格に相當したるの課税を爲し得て、公平なる課税たり得るのである。そして其時々最近き時の賃貸價格に對して同一步合の課税をするのであるから、時間的に、或時に於ける課税と、他の時に於ける課税との間にも負擔の均衡が維持せられるを得る。かくして地租が一層公平に課税さるといふことは、社會政策上から見ても、餘力乏しきものを救濟するの好果を齎らすことになるであらう。

(ろ)土地増價税に比して——本案の改正は、地租の中にて土地増價税の目的をも達せしめやうといふにあること、上にいふ如くであるから、茲に、之を土地増價税と比較して、此土地に於ける不勞増價利得の課税の上に於ける優劣を考へ、其點にても本案がむしろ土地増價税にも勝ることを明かにしやう。土地増價税といふても、此に種々なる仕組が可能であつて、其によりて多少事情の異なるものはあるが、暫らく其の普通の方法によると、先づ土地の讓渡の際に、前收得價格と現讓渡價格との差増額が前收得價格に對する割合の大小に應じて累進課税し、之に附帶して、一定年間讓渡の行はれざる土地に對し、前の一定時點の價格と、其から一定年目(例之、二十年目)に於ける現價格との差増額が前の一定時點の價格に對する割合の大小に應じて累進課税するのである。此に土地増價税にては通例、累進課税の行はれるといふことが、此地租に於ける比例課税に比較して、一段と公平に合するやうにも見ゆるのだが、併し恰かも、此累進に於て公平課

税上の缺點を有つのである。即ち此土地増價税の累進が、人が當該土地によりて利得したる金額の大小によるの累進でなくして、夫の差増價の前價格に對する割合の大小によるの累進なのであるから、例之、夫の割合は三倍となつて居るが、金高にしては利得額僅かに一千圓に過ぎぬものに對して、夫の割合は三割に過ぎぬけれども、増價額一万圓にも上るものよりも、遙かに高き率にて課することになるといふ不公平が生ずる。又其の何割又は何倍の差増價ありといふても、其増價期間の長短が一様でなく、二十年かかりて三倍になりたるのと、二年にして三割になりたるのとは、むしろ均等なる増價といふべきにも拘らず、通例の課税法にては、前者に後者よりも一層高き率を課するといふ不公平も生ずる。ただし其あるが故に、之を考慮に入れて、期間の長短に應じて、其短きものほど高い累進率を課するといふことも出来る。しかし其を行はぬ限りは不公平が生ずる。それから此土地増價税が一の物税として、又機會税として、各個の地片につき其各個の機會に課するものとしては已むを得ないことではあるが、其が當事者の人的綜合的なる全き給付能力の大小をば無視して、小資力者の所有して居つた唯一の小さな地片の差増額の割合の大なるものには、可なり高き率の課税を爲すに拘らず、大資力者が別に澤山の所得を有ち、土地増價のみについていふても、數多の廣大なる土地を有ち、其等につき合計にては差増價額が大いけれども、夫の割合の小さいものである場合には、遙かに低き率の課税をせられるといふの不都合をも生ずる。それから又、此土地増價税だと、土地の讓渡が生じ、又は一定長年間の經過があ

るまでは、持主に於て實際増價の利得をして居つても、其には課税し得ずして、其儘になるといふ不都合もある。それから差増價といふても、其に参加したる勞資の費用は或度まで控除されるとしても、貨幣價值の増減に基く分子を控除せず、其爲め或年間に於ける差増價といふても、全く貨幣價值の低下、物價の騰貴にのみ歸すべきに拘らず、其處にも形式上、差増價ありとして、時としては可なりに高き率の課税さへも行はるる不公平があり、かかる場合には、實に努力價值（不勞増價でなくして）の隠れたる沒收⁹⁾ともいふべく、土地財産の不當なる沒收¹⁰⁾ともすべきである。それから其差増價中に、一部分、貨幣價值の下落から生じたもののあるのを區別しないことの爲めの不公平もある。加之、貨幣價值の上騰、物價下落のある場合の如き、形式上には土地は前よりも一層下落し、又は前と同であり、随つて土地に差増價なし、其爲め土地増價税は之に課し得ざることになるのであるけれども、此際、貨幣價值の上騰度合を斟酌するならば、其處にも實質的の差増價は存在して居るのであるといふ不都合、不公平を見出すのである。然るに、此新案による地租では、現地租にては見落す所の土地の不勞増價は迅速に漏れなく追及して課税することが出来、土地増價税のやうに長く不勞増價を其儘にして置かず、其は少くとも次年には之を捕捉して課税することが出来る。比例課税たるが爲めに、大地主と小地主との間、大所得者と小所得者との間、大利得者と小利得者との間に、差等課税の出来ぬといふ不都合はあるけれども、其は土地増價税も同じであり、而かも土地増價税に見るやうな小所得者、小利得者が、夫の

9) Terhalle, Fw. S. 357.

10) Allix, l. c. p. 512.

差増割合の一層大い爲めに、大所得者、大利得者よりも一層高い率にて課せらるることから生ずるの不公平はなくして済む。それから増價期間の長短による負擔の不公平も、本案の地租にはなくして済む。特に貨幣價值動搖による負擔の不公平を避けることが出来、凡べて其土地の課税當時に近きときの價值の一定歩合のみを課税することになるから、増價は自動的に捕捉せられ、そして減價に對しても自動的に斟酌せられることが出来るのである。かくして一層公平たり得るといふことは、弱者救済の社會政策にも合致することいふを待たない。

(C) 財政收入上――

(い) 自然増収可能性――此新案による課税方法にては、土地の賃貸價格低落の時代には、此が税收入の減少を生ずるけれども、其騰貴に向ひつつあるときには、税收入が自ら益々増加することを得て、他方、國費の自然増加の大勢にも順應し得る譯である。若も地租に此新案を附帶せしめなかつたとするならば、國費は益々増加しても、地租の課税標準は十年間も固定して、税收入も亦た不動であり、¹¹⁾其爲め赤字財政の勢を助けたでもあらう。そして概していへば土地の賃貸價格は、一般物價の騰勢に伴ふても、土地の有限性からしても、全體上、益々騰貴すべきの傾向を有ち、特に其が都會地に一層甚しからうから、本案が國家財政にとりて有利なるのみでなく、地方財政にとりても、特に都市の財政にとりては此地租附加税の増収を期待し得る。

(ろ) 増率可能性――それから地租についても他日、必要に迫まれて増率しなければならぬこ

11) 租税研究二卷240、Lotz, a. a. O. S. 406. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 354.

ともあり得るのに、十年不動の課税標準により、随つて、時の進みに随ひ、益々不公平となつて居るものには、單に増率を行ふては、其不公平を増長して、堪へ難きものとするといふので、¹²⁾其を行ひ難しとするのであるが、新案のやうに、公平なる、實際に近き價格に従つて課せらるるものであれば、此増率が行はれても不公平を増長するといふことはなく、其點からしても、此新案を土臺とすれば、將來の人爲的增收可能性を有ち得る。

(D) 經濟上——

(い) 地租の壓迫——現制の地租だと、特に經濟不況に襲はれて困つて居るやうな産業には其が特段なる壓迫として加はる。¹³⁾大體からいふと、都會地には實際の土地の賃賃價格は段々と上る一方であるのに、田舎の土地は其の上り方が遅々として居り、或は下りつつあるも少からずといふほどであるから、十年不動の課税標準による國稅地租にては、都會地は大體益々負擔が輕易となり、農村にては少くとも相對的に益々過重になるの傾があり、其爲め農村は疲弊を重ねることとなるを免れぬ。即ち農村經濟の困難は加はり、都鄙の關係を不良ならしめる。然るに新案によれば、都鄙とも其の實際に近き價格に従つて、平等に課税せられて、田舎經濟も相當に進展し、随つては、農村經濟の振興に資し得るのみならず、農村社會政策の遂行をも容易ならしめるであらう。

(ろ) 他稅の壓迫——現制地租の下には、自然的にも人爲的にも地租收入が不動だから、政府に

12) Moll, a. a. O. S. 408.

13) Terhalle, a. a. O. S. 215.

て増收の必要を見出すときには、他の種類の税にて之を計るの外なく、随つては貧民税、即ち勤勞努力階級の負擔となる税によるの外なきことにもならう。¹⁴⁾ 然るに此新案による改正が行はれたならば、此稅收入が年々、社會の進運に伴ふて増加するから、かかる必要はなきことになり、夫の勤勞大衆の負擔を増加せずして濟み、彼等を折角、努力甲斐あらしめることによりて、其努力を刺戟し、經濟上の發展にも若干の貢獻となり得るが、特に又、弱者階級の地位を不良ならしめざるを得て、社會政策上にも良結果を收めるを得る。

(二) 其短所——以上は本案の長所であるが、之に對して若干の短所もあることは、見逃してはならない。

(A) 課税技術上——

には、上にもいふ如くで、本案には格別の困難といふものはなからうと思ふが、併し年々に於ける各地片の賃貸價格の評定が多少、困難、厄介、多費といふことはあらう。¹⁵⁾ けれども、其は十年目一回といふやうに久し振りではなく、年々の行事となるのだから、自ら之に熟練し、經驗を積みたる者が出來、相當には其が行はれ得ると思ふ。其れに尙多少の不満があるとしても、其が十年間も長く固定しては困るが、其も直ぐ翌年、又翌々年に至りて改訂せられることになり、随つて全體上は忍び得る不満足にて濟み得ると思ふ。

(B) 財政收入上——

¹⁴⁾ Lotz, a. a. O. S. 407.

¹⁵⁾ Allix, l. c. p. 599. Bastable, l. c. p. 430. Bela Földes, a. a. O. S. 400.

からいふと、本案による地租にては、不景氣年、乃至は、土地の賃貸價格下落時代には、基本價格に追加すべきものは少くして、却つて其よりも低減すべきものが多く、稅收入が大に減退するの結果となり、現制地租のかかる場合、收入の不動なるに比しては劣るものとしなければならぬ。他方、國費地方費ともに益々増加しつつあるのだから、稅收入の減退は迷惑至極である。其は特に農村地方財政にては一層困る事であらう。尤も此に對しては別に救濟方法も講ぜられ得るし、又かかる減收は全體上は例外事ともいへるから、恕するには足る。それから此新案下には、前年(即ち最近の賃貸價格評定年)が好況年にして、當課稅年が不況年である場合に、好況年の高い賃貸價格による課稅の爲め、稅の收納を多少不良ならしめるといふ心配もある。此も一の缺點としては見落してならぬものである。

(C) 經濟上――

(い) 都市の壓迫――上にいふやうに、本案にては、全體上、現制に比し農村の負擔を輕易として其經濟發展を促すことにはなるが、反面に、都會の負擔を益々重からしめて、其經濟發展を抑制するのではないかとも見られる。併し此新案に従つて都會の土地が年々其賃貸價格を追加するものは、全く其の實力、實價に相當なものとせられるのに止まり、毫も無理に過當なる負擔を加ふるのではないから、爲めに、都會地が堪へられぬほどのものを負はされるのではない。其爲め彼の經濟が不當に壓迫されるといふのではない。

(ろ) 不況年の困難——此新案によりて最近の價格によりて課税するといふても、課税年の其によるのではなく、前年の其によるから、前年が好況年にして、當課税年が不況年といふ場合には、納税者としては矢張り、經濟上困る。といふことがある。併し其は前年が不況年にして當年が好況年なるときに納税者の樂であることによりて埋合が得られるのみならず、此種の困難は此場合に限つたことではなく、所得税、營業收益税などにも共通なることであるから、忍び得る。其は特に現制地租の固定的なる爲めに生ずる困難に比しては遙かに忍び得るものである。

(D) 公平課税上——

(い) 物税にして比例率を適用せられること——新案による地租が、現制地租よりも、土地増價税よりも、より公平だといふ點のあることは上にいふ通りだが、併し、此が尙ほ一の物税であつて、主觀的事情を考慮せず、物件の客觀的動機のみによりて課するのは一の遺憾ではある。¹⁶⁾ 比例税となつて居るのも同様である。¹⁷⁾ 尤も其は現制地租でも同じだから忍び得るものではある。ただ現制地租にては、自作田畑に賃貸價格二百圓といふ免稅點を附して居るが、其は新案の趣旨を貫徹せば、此免稅點をも年々動かさなければならぬ。けれども、其をやると手續が一層面倒になるから、或は此だけは動かさずといふも一の方法である。此點は別に考慮しなければならぬ。それから土地増價税の方は兎も角、其に累進が行はれて居るので、其にも不満足の點のあることは上にいふた通りであるけれども、單純なる比例を維持する本案の地租に比しては、能力に應ずるに於

16) Bastable, l. c. p. 438. Fuisting, a. a. S. 307. Lotz, a. a. O. S. 294-295. 406. Bela Földes, a. a. O. S. 354. Prohasel, a. a. O. S. 4.

17) Moll, a. a. O. S. 408.

て何程か、一層適切なるものもあつて、其點、本案地租の缺點といへば缺點である。

(ろ)前年の賃貸價格によること——本案による地租の課税標準が年々更新されるだけ、十年不動の標準による現制地租よりも一層公平に近いとしても、技術上、其標準たる賃貸價格が、課税年の其たることが出來ず、前年の其に依るの外ないので、當該課税年のから見ると多少の相違があり、其の爲め、或は過重の負擔となり、或は過輕の負擔となるを免れない。此が此案の缺點といへば缺點である。尤も其は所得税、營業收益税などにも共通なる事で、恕すべきものではある。

結 論

以上要之、私の提唱する地租改造案は、嘗て提案した所の差額地價税案を改修したものであり、固定した基本賃貸價格を土臺として、年々、賃貸價格を評定し、其の増加したのものには、其増加しただけの追加課税を爲し、其の減少したのものには、其丈を差引いて、現實に近き、低い價格に従つて課税するのである。此には多少、公平上にも、財政收入上にも、經濟上にも、課税技術上にも缺點は伴ふけれども、其れ等はいふに足らぬものであつて、齊しく公平上、社會政策上、財政收入上、經濟上、課税技術上に一層重大なる長所ありと認めることを得る。特に今日の如き、貨幣價値の動搖時代には公平課税上、此が特に必要な所以のものを有つことを注意すべきである。